

熊本県内の土地改良区をめぐる動きについて

H29. 2. 21 (火)

県農村計画課

1 賦課金

これまでは、旧水利組合の組織変更により設立された土地改良区と、区画整理等により設立された土地改良区を比較した場合、日頃から「水代」として賦課金を徴収する慣習ができていた前者の方が、賦課金の未収が少ない傾向にありました。

しかし、耕作放棄地の発生、土地持ち非農家の増加、相続、畑への転換等の要因により、逆に「水は使っていないので賦課金は払わない」といった事例が増えてきています。今回の地震でも、水の手配が出来ないケースで同様の反応があるのではとの懸念がありました。

しかし、土地改良法に規定する賦課金は、あくまでも「事業を行うために必要な経費」と規定されており、水道局のように「水代」を徴収しているわけではありません。

実際に各土地改良区の定款の経費の分担基準にも「事業に要する経費に充てるため」と明記されており、事業も「かんがい施設の維持管理」と記載されていることが一般的です。

つまり、土地改良区は維持管理事業に必要な経費を賦課しているのであって、「水代」という呼称は慣例に過ぎないので、その旨を説明して理解を得る必要があります。

(経費の賦課) 土地改良法抜粋

第36条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

(経費分担の基準) 定款例抜粋

第24条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし畑については、田の〇分の1の標準による。

【賦課金に関するポイント】

- ①未収金は放置すると、5年で時効を迎え、債権が消滅します。
- ②単なる耕作放棄地ではなく、土地改良区から利益を受けないことが明らかな土地については、組合員からの申し出があれば地区から除外する必要があります。
- ③災害による賦課金の減収に備えて、備荒積立金を積み立てるケースがあります。

2 組合員資格

県内各地で設立されている農業生産法人では、法人に加入した土地に、農業委員会に申し出て賃借権などの権利（使用収益権）を設定し、法人の構成員に耕作させる方法がみられます。このような場合に、「今後の賦課金は法人が払う」という約束が交わされる事例もありますが（中には「法人に預けたので、もう賦課金は払わない」という事例も）、土地改良区の運営に様々影響が発生します。

①資格の交替

土地改良法に基づき土地改良区が賦課できるのは「組合員」ですので、法人に対し直接賦課するには、資格得喪通知を提出してもらい、法人を組合員とする必要があります。

②役員や総代会への影響

役員（理事・監事）や総代のように組合員資格が前提となる方については、資格得喪通知を提出して資格を交替した場合、失職することになります。そもそも総代会は組合員数が200人を下回った場合開催することができませんので、そのような事例では総会制に移行することになります。

③事務の発生

資格得喪通知が集中し、一時的に事務局の事務が混乱することが予想されます。

3 土地改良事業計画

①土地改良区の土地改良事業計画とは

土地改良区が管理すべき施設及び管理方法を定めたもので、通称「維持管理計画」と呼ばれています。通常は土地改良区の設立認可の際に定めるもので、改正するには知事の認可が必要になります。

②土地改良事業計画を変更しなければならない場合とは

- ア 地区を編入または除外するとき
- イ 県営事業（更新事業）の申請を行うとき（現行の計画に記載されていない施設を更新する場合）
- ウ 財産譲与や管理委託により、新たな施設の管理を開始するとき
- エ 合併するとき

③土地改良事業計画の変更手続

土地改良事業計画の変更は、土地改良法第48条以下に規定された「土地改良事業計画の変更」手続きによって変更することになります。

【27～28年度の改正事例】

合併（8件）、地区編入（2件）、新たな施設の管理（1件）

【土地改良事業計画に関するポイント】

- ①土地改良事業計画を変更するには、市町村協議、組合員の同意徴収、総（代）会の承認、県知事認可等が必要になり、手続に時間がかかります。
- ②現行の計画がない場合、全組合員の3分の2以上の同意が必要です。
- ③日頃から土地改良施設台帳を整備しておくこと、手続がスムーズに進みます。

4 不祥事件

今年度は千葉県で数億円規模の横領が発覚しておりますが、金額が大きだけでなく、「日頃のチェックはどうなっていたのか」「なぜ長期間気づかなかったのか」等の批判が新聞等に掲載されています。熊本県も例外ではなく、毎年のように土地改良区の問題が記事になっています。

しかし、不祥事件の大半は役員のみなさんのちょっとした協力で防ぐことができます。

①通帳、公印の別人管理の徹底

通帳と公印（通帳印）の別人管理については、収入や支出を複数人の管理下で実施いただく趣旨で徹底をお願いしています。「担当にまかせっきりでした」という事態にならないよう、役員の皆様の御協力をお願いします。

②残高照合の徹底

会計細則例第34条では、毎月末において残高を照合し、会計担当理事の確認を受けることとされています。これは不祥事だけでなく、ちょっとした誤りなども早期に発見するうえで有効ですので、会計担当理事の皆様におかれましては、現預金残高と金銭出納簿の残高の照合を行うようにしてください。

③現金取扱いの回避の徹底

事務局職員が組合員から預かった賦課金を着服していた事例が発生しており、賦課金等は金融機関での振替、引き落としを進め、職員が多額の現金を手にする環境を無くすようにしてください。

やむを得ず土地改良区内に現金が持ち込まれた場合でも、金融機関に当日入金する等により（窓口閉鎖後でもATM（現金自動預け払い機）を利用する）、土地改良区内における現金の保管は極力避けてください。

逆に手持現金を無くし、職員の立て替えが当たり前になっていると、公金と私金の境があいまいになり、逆効果です。

④会計細則の遵守

現行の会計細則は不祥事を未然に防止する目的で作成されていますので、会計経理事務は会計細則の規定を遵守して実施してください。

⑤監査は前年度との比較も必要

監査は当該年度のみを確認するのではなく、前年度と比較することで、「繰越額が合わない」「特別会計が減っている」「収入や支出金額が大きく変わっている」等の問題を発見することができます。

5 合併・解散

①平成27～28年度の合併・解散事例

平成27年度当初熊本県内の土地改良区数は99地区でしたが、28年度末には合併や解散により87ヶ所になる見込みです。以下、その事例を紹介します。

- 宇土市；宇土八水土地改良区が走潟、網津土地改良区を吸収合併
- 山鹿市；内田川地区土地改良区が菊鹿町土地改良区を、山鹿土地改良区が鹿央町土地改良区を吸収合併
- 大津町；大菊、迫井手、錦野土地改良区が新設合併
- 熊本市；天明、大門樋、三本松土地改良区が新設合併
- 解散；鹿北、菰屋、多良木町、水俣土地改良区

②土地改良区が合併する理由

- 地区の重複、二重賦課を解消するため（宇土）
- 事業を拡大する、または新規事業に取り組むため（熊本、山鹿）
- 同一市町村内の土地改良区を統合するため（山鹿、大津）
- 同一流域の土地改良区を統合するため（山鹿）
- 一人以下事務局の解消（宇土、大津、熊本、山鹿）
- その他（経費の節減、総代・役員定数の削減）